

# これから住宅を建てられる みなさまへ

## 建設業界の現状

建設業では高齢化が進んでおり、建設業労働者のうち、

**4分の1以上が60歳以上**

となっている一方で、

**29歳以下は1割程度**

にとどまっています。

将来の担い手確保のためにも、若い方が建設業界に入って来やすくなるよう、魅力的な職場環境作りが必要です。

## 私たちにできること

例えば、建設業で働く方に対して、

**著しく短い工期を前提とした工事依頼を控える**

などにより、残業や休日出勤の削減に協力できます。

## 工事を発注する みなさま をお願いしたいこと

- 工事を発注する時は、  
**長時間労働を前提としない、適正な工期で契約を締結すること**  
を心がけてください。
- 例えば、**4週8閉所や週休2日制など、工事現場で働く方の休日数も**  
**考慮して工期が設定できるような注文をお願いいたします。**



## 参考

建設事業には、2024年4月以降、以下の上限規制が適用されています。  
(災害の復旧・復興の事業を行う場合を除く。)

- 原則、月45時間以内

臨時的にこれを超える必要がある場合でも、

- 1か月45時間を超える残業は年間6回まで
- 残業時間の上限は1年720時間まで
- 休日労働と合わせても1か月100時間未満、  
2～6か月間で平均して80時間以内

### 法律による上限(特別条項)

年720時間  
複数月平均80時間\*  
月100時間未満\*  
\*休日労働を含む

### 法律による上限(原則)

月45時間  
年360時間

### 法定労働時間

1日8時間  
週40時間

1年間=12か月

働き方改革特設ページ  
「はたらきかたススメ」はこちら →

